

福島県高校生等 前倒し「奨学給付金」給付申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯の方に奨学給付金を給付します。

また、入学準備等で費用負担の大きい新入生の生計維持者様を対象に、ご希望の世帯のみ、年額のうち4月～6月までの3か月分を通常より前倒しで給付します。(前倒し給付を申請しない場合、後日案内のある通常の給付金申請をすることで、年額を一括で給付しますので、忘れずに申請してください。その場合、申請は1回となります。)

「返還不要」です。

制度の概要

新入生限定・希望者のみ

◆ 前倒し給付の対象となる世帯

令和8年4月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 生計維持者等が福島県内に住所を有すること
※ 生計維持者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 下の表の給付区分1～3のいずれかに該当すること
※ 両親がいる場合、父母の所得割の合算が以下の給付区分に該当していることが必要です。
- ③ 生徒が令和8年度以降に修学支援金対象校に入学し、修学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること



家計急変世帯向けの支援については、詳しくは家計急変世帯向けの案内をご確認ください。

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額) ※()内は3か月分(前倒し給付分)

給付区分	課程等	国公立	私立	必要書類
1. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	専攻科	50,500円 (12,625円)	52,100円 (13,025円)	裏面A
2. 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満の世帯		16,830円 (4,207円)	17,370円 (4,342円)	裏面B
3. 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者の扶養する子(★)が3人以上いる世帯(2を除く)		12,630円 (3,157円)	13,030円 (3,257円)	

★「扶養する子」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でないものです。市町村民税における扶養の判定より後に生まれた子等も含めます。なお、生徒が生計維持者の扶養親族である必要があります。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する生計維持者等

◆ 給付方法 給付決定後、生計維持者等の口座に3か月分を一括で振込 ※振込前に給付決定通知書を郵送します。

【注意】 ◎ 7月以降分(残りの9か月分)については7月1日現在の状況及び令和8年度の課税額で再審査するため、7月1日以降に改めて申請してください。再審査の結果、受給要件を満たさない場合は、7月分以降分は受給できません。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※確認チャート参照)を添えて、在学する学校に提出してください。
(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和8年 月 日() ※学校の指定する日

注意事項

- ・ 対象生徒が2人以上いる場合、**それぞれの生徒ごとに申請が必要**です。
- ・ 高等学校等専攻科修学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。



【お問い合わせ先】

○×高等学校
(電話: 〇〇〇-×××-□□□□)

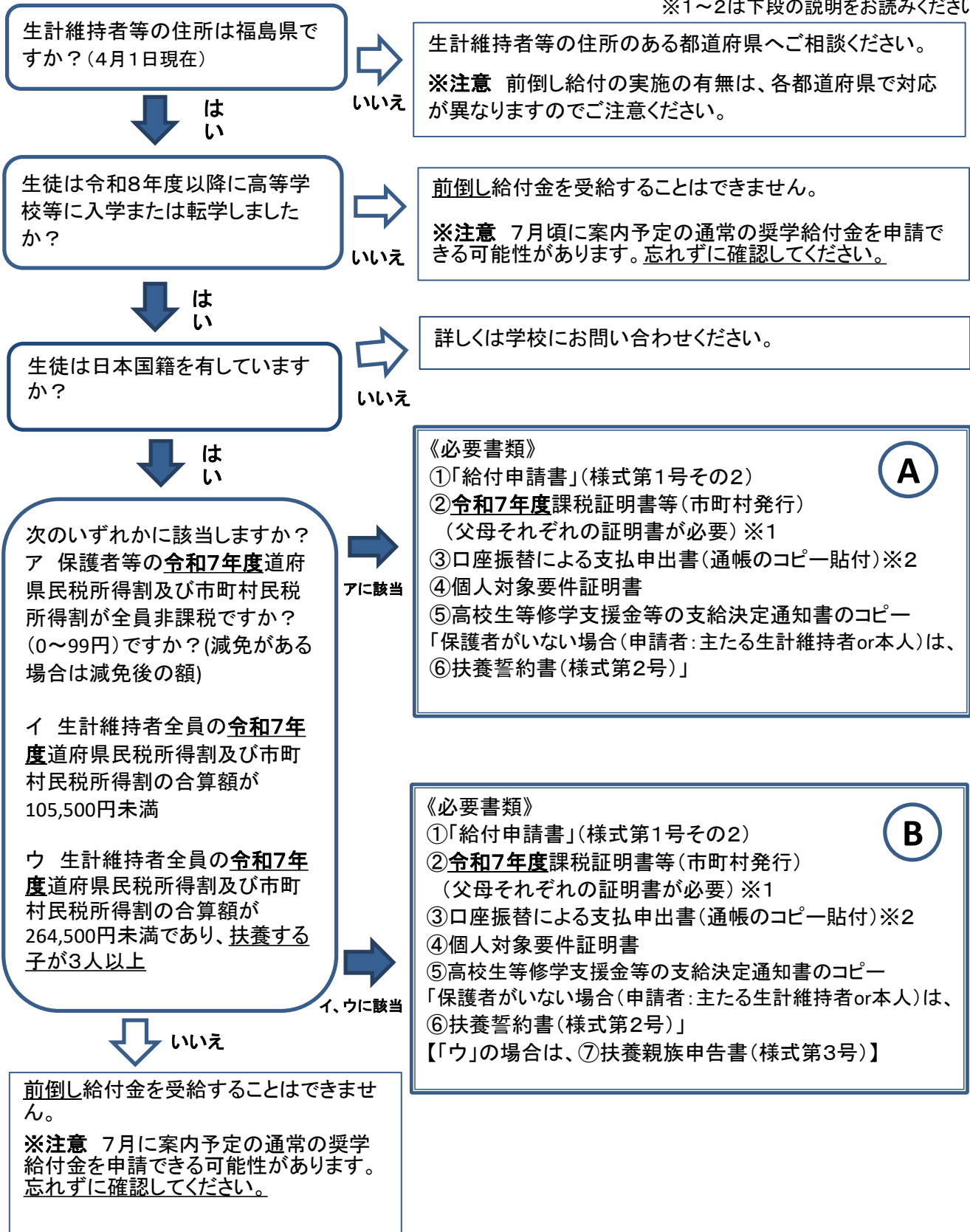
又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当
〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話 024-521-7775
メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索

< 前倒し「奨学給付金」必要書類等 確認チャート >

※1～2は下段の説明をお読みください。



※1 課税証明書等は、修学支援金の申請に使用したもののコピーで構いません。

ただし、控除対象配偶者についても、課税証明書等の提出が必要です。

※2 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。（この場合、通帳コピーは不要）

□ 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。

□ 授業料以外の教育費（教材費、学用品費、修学旅行費等）を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。
学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。